

T&G 売掛保証 重要事項説明

<https://www.urikake.jp>

保証開始前の注意事項

- ・ 審査結果には有効期限がございます。期限切れにご注意ください。
- ・ 審査結果の有効期限内でも、保証開始までに与信情報の変更があった場合は、お引受けができなくなる可能性もございます。
- ・ **審査時の入力内容に間違いがないかご確認ください。**



保証開始後の注意事項

- ・ 保証の開始後は以下の報告義務がございます。
 - ① 支払い遅延の発生、またはその要請があった場合
 - ② 決済条件の変更、またはその要請があった場合

⇒ 保証の継続には再審査が必要です。再審査の結果、お引受け条件が変更となる可能性がございます。

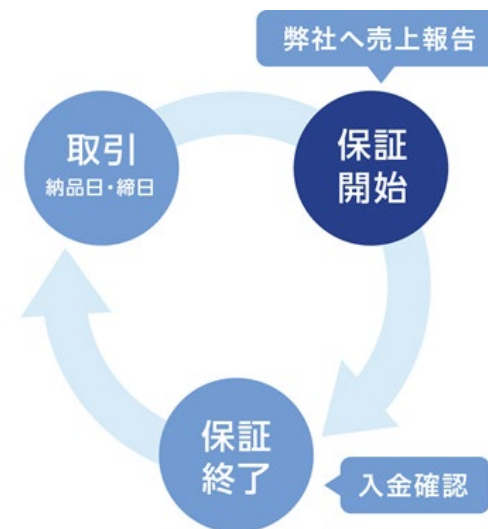
特に、支払方法が大きく変更となる場合は、再審査で否決になる場合がありますので、変更前に弊社担当者までご相談ください。（例：手形から現金・振込に変更）。

 - ③ 代表者等の変更
- ・ 継続審査時に審査結果が変動する可能性がございます。
※ 保証先であっても満期後の継続ができなくなる可能性がございますのでご了承ください。



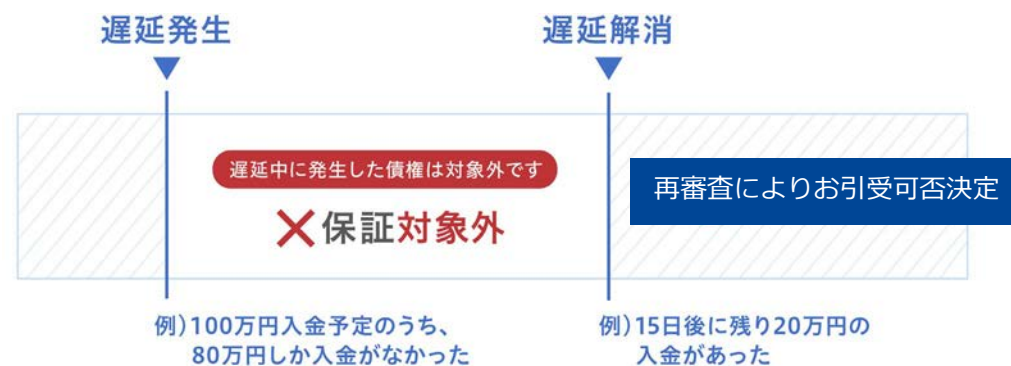
T&G売掛保証の保証範囲について

- 保証開始日から**保証終了日まで**に倒産などの**事故が発生した場合**に保証いたします。
- 保証される金額は、保証債権額を上限として、実際の損失額が対象となります。



保証期間中の遅延の発生について

- 遅延中に発生した債権は保証対象外となります。
※取引を継続される際はご注意ください。
- 遅延解消後は**再審査が必要**になります。



お支払いの対象になる出来事

- ・ 倒産や資金不足で、入金期日に未入金が発生した場合



お支払いができない場合のご説明

事故が発生してもお支払いできない場合がございます。

次ページからの詳細説明をご一読いただき、
ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※利用規約の「免責条項 第11条 第2項」の抜粋および要約になります。



第11条 ①

対象取引について紛争が生じている場合

例) 発注した商品と実物が
異なり先方と裁判沙汰に
なっている



第11条 ②

既に支払い遅延や倒産などの
事故が発生している場合



第11条 ③

納品するはずの商品を納品してない場合や
提供するはずのサービスを
提供してない場合



第11条 ④

弊社がお支払いする前に、
貴社で回収が出来た場合



第11条 ⑤

審査のお申し込み内容が、
事実と相違していた場合



第11条 ⑥

事故発生後に所定の資料の提出がなかった場合
またその提出期日を守られなかった場合

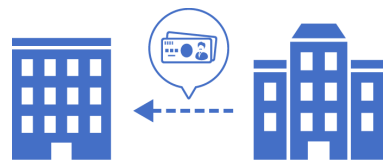
提出期日

支払い遅延：1ヵ月以内
倒産など：3営業日以内



第11条 ⑦

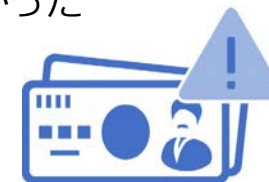
1. 対象の取引先からお金を借りている場合
2. 買掛金など反対債権がある場合は相殺の上
対象金額をお支払いします



第11条 ⑧

1. 貴社の過失にて回収できなかった場合
2. 回収努力を怠った場合

例) ・請求書などを発行していなかった
・手形を紛失した



第11条 ⑨

規約の内容に違反した場合



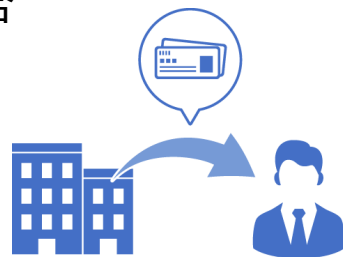
第11条 ⑩

取引先と結託して
保証させようとした場合



第11条 ⑪

対象の債権を第三者へ譲渡したり、
担保設定などを行った場合



第11条 ⑫

売掛債権以外の債権を保証依頼した場合

例) 前金、手付金、キャンセル料、
違約金、融通手形など



第11条 ⑬

1. 保証料をお支払いいただけない場合
2. 期日内に履行手続を行わなかった場合
3. 倒産や遅延などの事故が発生した後にサービスや商品を提供した債権の場合



第11条 ⑭

1. 天災などが発生した場合
2. 法令の改正などがあった場合



⚠️ 事故が発生してもお支払いができない具体例

- 1日でも支払い遅延があった先を「遅延歴なし」で審査申込をした。
- 請求に対して満額入金でない取引なのに、「遅延歴なし」で審査申込をした。
- 支払い遅延の発生後に、当社へ報告せず次の保証を開始した。
- 取引の実態が確認できない場合。



業界特有の支払い方法や商習慣がある場合には、**審査依頼**にご記入ください

⚠ 免責（お支払いの対象にならない）条項

※利用規約の第11条第2項を抜粋

- ① 対象取引にかかる契約が法律上成立していない場合、または、貴社および対象債務者間で対象取引または確定対象債権に関して紛争が生じている場合。ただし、当該紛争が解決し、株式会社ラクーンフィナンシャルが本支払い保証を履行すべき確定対象債権が存在することが明確になった場合、株式会社ラクーンフィナンシャルはその確定対象債権について本支払い保証の履行責任を負う。
- ② 保証開始日前日までに、対象債務者につき前項記載の事由が発生していた場合。
- ③ 前項各号の事由発生時に、貴社が確定対象債権と自働債権・受働債権の関係にある自己の債務（あるいは原因関係上の自己の債務）を履行していない場合。
- ④ 株式会社ラクーンフィナンシャルが本支払い保証を履行すべき事由が発生しているにもかかわらず、当該事由の発生時から株式会社ラクーンフィナンシャルが貴社に対し保証履行するまでの間に、貴社が対象債務者より確定対象債権の支払いを受けることができた場合。
- ⑤ 貴社から受領した審査依頼の内容、または保証依頼の内容に、故意または過失により事実と相違していた場合。
- ⑥ 第4項に定める「報告書」および資料を、第12条第1項もしくは第2項に定める期日までに提出していない場合。
- ⑦ 貴社が対象債務者に対し金銭債務を負っている場合。なお、前項各号の事由発生時に相殺適状にない場合でも、対当額については保証債務を免責され、それ以外については本支払い保証の履行責任を負う。
- ⑧ 貴社が、故意または過失により確定対象債権の保全・取立てその他適切な履行請求を怠ったために対象債務者から当該債権の全部または一部の弁済を受けることができなかった場合。
- ⑨ 貴社が、本規約の規定に違反した場合。
- ⑩ 貴社が対象債務者と通謀して株式会社ラクーンフィナンシャルに保証させることを意図していた場合。
- ⑪ 貴社が確定対象債権の全部または一部を第三者に対して譲渡、担保設定その他の処分を行った場合。
- ⑫ 本支払い保証の対象となった債権が、第2条に規定する対象債権の範囲外の債権であった場合。
- ⑬ 第9条第4項、第12条第3項、および第16条第2項記載の場合。
- ⑭ 天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力により対象債務者が前項各号に該当した場合、および法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、その他株式会社ラクーンフィナンシャルの責めに帰することができない事由により本支払い保証を履行できない場合。

⚠ 免責（お支払いの対象にならない） 関連条項

※免責事由の関連条項を抜粋

- 2条1項 本契約に基づく対象債権は、貴社が対象債務者から自己の直接の営業上で取得した売掛債権（将来債権を含む）および手形債権とする。ただし、貴社の申し出に基づき、株式会社ラクーンフィナンシャルがその他種類の債権について保証する旨を貴社に承諾した場合はこの限りではない。
- 9条4項 貴社の保証料の支払いが遅延した場合、保証料の支払い遅延期間中に対象債務者が第11条の保証履行事由に該当した時は、株式会社ラクーンフィナンシャルは本支払い保証につき免責される。
- 11条3項 甲は、対象債務者に第1項記載の事由（第一事由および第二事由）が発生した場合または発生する恐れのある場合には、乙に対して、直ちに乙指定の書面にて通知しなければならない。
- 11条4項 甲は、前項の場合、調査のうえ必要事項を記入した乙指定の書面と以下の資料を添付して速やかに乙に提出しなければならない。
① 甲および対象債務者間の支払い条件記載の取引契約書、取引記録がわかる元帳あるいはそれに代わるもの。
- 12条全項
1. 貴社は、第11条第1項第一事由の場合に本支払い保証の履行を請求する場合、確定対象債権の支払い期日から1ヵ月以内に、株式会社ラクーンフィナンシャルに対して株式会社ラクーンフィナンシャルの指定する方式で保証履行を請求するものとする。（以下「保証履行依頼」といいます）なお、貴社は、株式会社ラクーンフィナンシャルに対し履行を請求する確定対象債権が手形債権の場合、不渡付箋付の当該手形に期限後裏書（無担保裏書）して、株式会社ラクーンフィナンシャルに本支払い保証の履行を請求する。
 2. 貴社は、第11条第1項第二事由の場合に本支払い保証の履行を請求する場合、第11条第1項第二事由各号記載の各事由の発生を知りえた日（客観的状況から相当とされる判断に基づくものとする）から3営業日以内に履行依頼するものとする。
 3. 貴社が第1項もしくは第2項の期間内に履行依頼をしない場合には、その期間の経過をもって、株式会社ラクーンフィナンシャルは貴社に対する本支払い保証に基づく保証債務の履行の責任を免れる。
- 16条2項 対象債務者に第11条1項の事由が発生した場合、前項の報告事実を知った後に貴社が対象債務者から取得した対象債権について、株式会社ラクーンフィナンシャルは本支払い保証につき免責される。